

# 個人情報不正取得を抑止する 本人通知制度

## に登録しましょう！

身元調査などを目的とした、個人情報の不正取得が全国的に発生しています。本人通知制度は、あなたの住民票の写しなどを代理人や第三者へ交付したとき、事前に登録した本人に通知する制度です。

### ◎通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し、戸籍謄本など

### ◎登録できる方

- ・幸手市に住民登録や本籍のある（あった）方

### ◎登録方法

- ・登録は無料です。
- ・申込書（裏面）と本人確認書類（運転免許証など）を市民課窓口へお持ちください。
- ・郵送による登録もできます。

#### 【問合せ先】

幸手市役所 市民生活部 市民課  
〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号  
電話 0480-43-1111（内線）125



幸手市のマスコット さっちゃん